



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年8月18日金曜日 第435号

## ◇ 目 次 ◇

保安林予定森林（2件）.....	（森林整備課）... 808
保安林の指定.....	（ " ）... 808
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	（砂防課）... 808
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	（東予地方局管理課）... 809

## 告 示

### ○愛媛県告示第904号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
四国中央市土居町北野乙244の4・乙244の8・乙244の12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙244の9
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
土居町北野乙244の9（次の図に示す部分に限る。）、乙244の4、乙244の8、乙244の12
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第905号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
四国中央市上柏町字栗尾乙162の2、乙162の5
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字栗尾乙162の2・乙162の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第906号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年8月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所  
松山市元怒和乙445の1、乙447の1、乙447の4、乙449の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第907号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所において縦覧に供する。

令和5年8月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

北柴生A地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
四国中央市	柴生町	大上	336番	1号
		部屋上	369番	2号

上ノ窪	乙111番15	3号
森ノ上	乙109番1	4号、5号
谷	333番	6号
垣添	乙106番1	7号、8号、9号、10号
	乙106番7	11号
垣上	300番3	12号
空田	304番1	13号
新宅	328番	14号

○愛媛県告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市西之川丁196番3地先から 同市西之川丁189番3地先まで	旧	メートル 21.2～28.6	キロメートル 0.082	
		西条市西之川丁196番1から 同市西之川丁189番1まで	新	29.6～34.9	0.082	